

① 道路に関する諸法令

道路に関する諸法令を大きく分けると、基本的な道路の管理に関するもの、道路整備を促進するための政策的なもの、道路財源に関するもの、有料道路に関するもの、その他の法令という5つのグループに分類できます。いずれも、道路に支えられた豊かな社会を実現するためには欠かせない法令として機能しています。

		高速自動車国道	一般国道、都道府県道、市町村道
道路の種別から認定手続き、管理に関する法令	予定路線、基本計画の決定	国土開発幹線自動車道建設法	—
	路線の指定、認定、設定	高速自動車国道法	道路法
	整備計画	高速自動車国道法	—
	区域の決定、整備、管理及びそれらに関する費用措置	高速自動車国道法	道路法
道路整備を促進するための政策的な法令		道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 等	
道路財源に関する法令		揮発油税法、石油ガス税法、地方道路譲与法 等	
有料道路に関する法令		道路整備特別措置法、高速道路株式会社法、地方道路公社法 等	
その他の法令	道路の交通安全対策 等	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 等	

② 道路整備の財源

道路特定財源制度は、道路により便益を受ける者、道路を損傷する者が主として自動車利用者であることに着目して、自動車利用者に負担を求め、これを道路整備の財源に充てるものです。

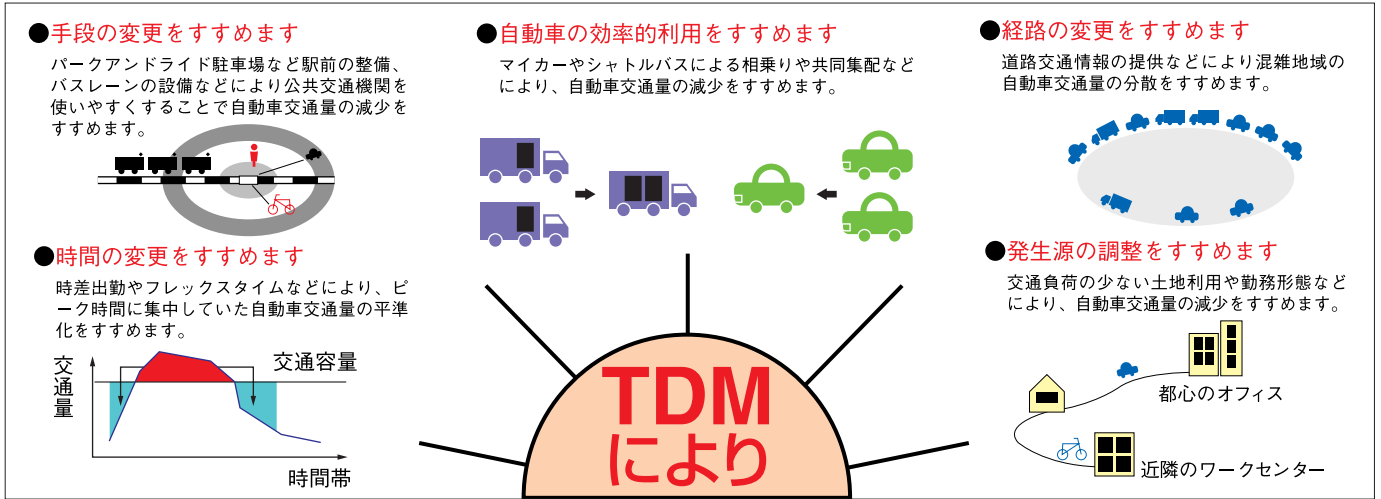
道路特定財源諸税一覧

税目		道路整備充当分	税率	平成20年度税収(億円)
国	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定財源	全額	(暫定税率) 48.6円/リットル (本則税率) 24.3円/リットル	27,299
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地方に譲与される。)	(本則税率) 17.5円/kg	140
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分(2/3)の約8割 (収入額の2/3は国の一般財源であるが、税創設及び運用の経緯から約8割(77.5%)相当額は道路財源とされている。)	[例] 自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,541
	計			32,979
地方	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額的全額(揮発油税と併課される。) 58/100:都道府県及び指定市 42/100:市町村	(暫定税率) 5.2円/リットル (本則税率) 4.4円/リットル	2,998
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の1/2:都道府県及び指定市	石油ガス税を参照	140
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の1/3:市町村	自動車重量税を参照	3,601
	軽油引取税 昭和31年創設	全額:都道府県及び指定市	(暫定税率) 32.1円/リットル (本則税率) 15.0円/リットル	9,914
	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10:都道府県及び指定市 7/10:市町村	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,024
計			20,677	
合計			53,656	

- (注) 1.税収は平成20年度当初予算及び平成20年度地方財政計画による。
2.自動車重量税の税収は国分の約8割相当額である。

③ TDM (交通需要マネジメント)

交通需要マネジメント(TDM:Transportation Demand Management)とは、都市または地域レベルの道路交通混雑の緩和を道路利用者の時間の変更、経路の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整等、交通需要量を調整(=交通行動の調整)することによって行う手法の体系です。TDMの主な目的は、道路交通混雑緩和及びそれを通じてのモビリティの確保ですが、環境の改善、地域の活性化等を目的とすることも考えられます。

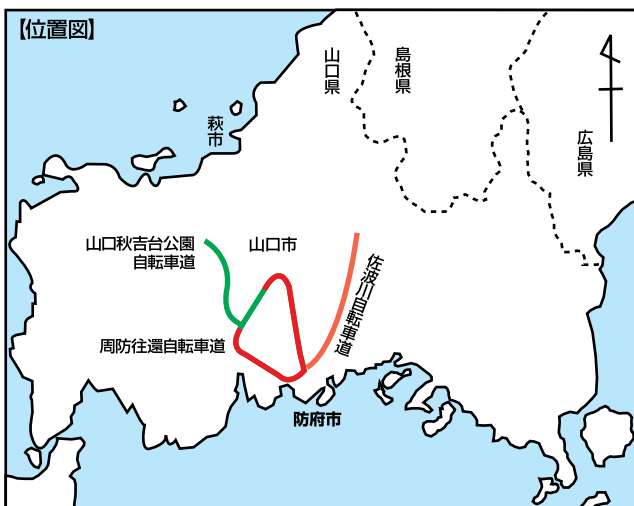


④ 大規模自転車道

自転車利用の増加に対処し、「交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて国民の心身の健全な発達に資する」ことを目的として、自然公園、名勝、観光施設、レクリエーション施設等を結ぶ大規模な自転車道のうち整備の必要性の極めて高いものについて、都道府県道に認定のうえ、国がその経費の一部を補助して整備するものです。

山口県における整備状況

路線名	区間	延長	事業年度
山口秋吉台公園自転車道	山口市宮島町～美祢市秋芳町秋吉	30.8km	昭和50年度～昭和58年度
周防往還自転車道	山口市宮島町～山口市小郡東津	36.1km	昭和59年度～平成8年度
佐波川自転車道	防府市新橋～山口市徳地野谷	32.0km	平成8年度～平成19年度



周防往還自転車道

⑤ C・C・BOX (電線共同溝)

C・C・BOX(電線共同溝)は、電線類の地中化を一層推進するとともに、高度情報通信社会の早期実現のために、道路の地下空間を活用して光ファイバー・電力・通信線をまとめて収容するものです。これにより、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等を図ることができます。

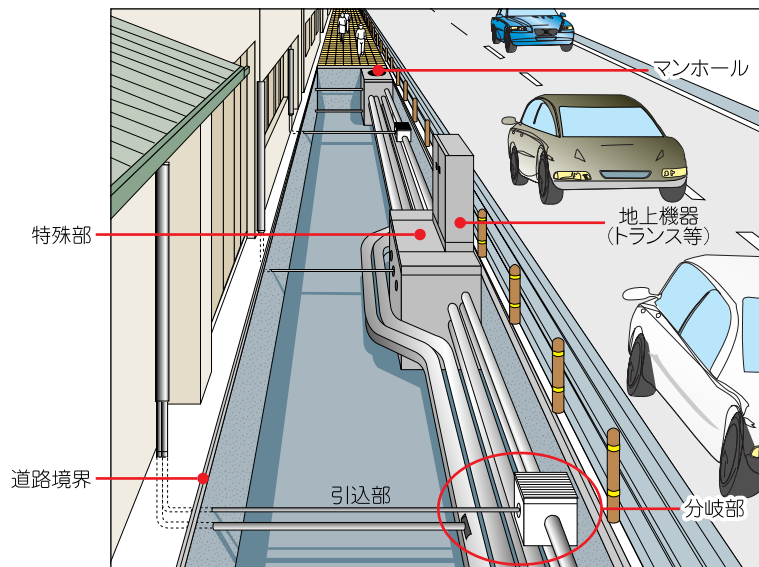
電線共同溝(C・C・BOX)の最初のCにはCommunity(地域・共同)やCommunication(通信・伝達)、そしてCompactの意味が込められています。2番目のCは、Cable(ケーブル線)の頭文字です。

電線類地中化事例(宇部市)

電線地中化前



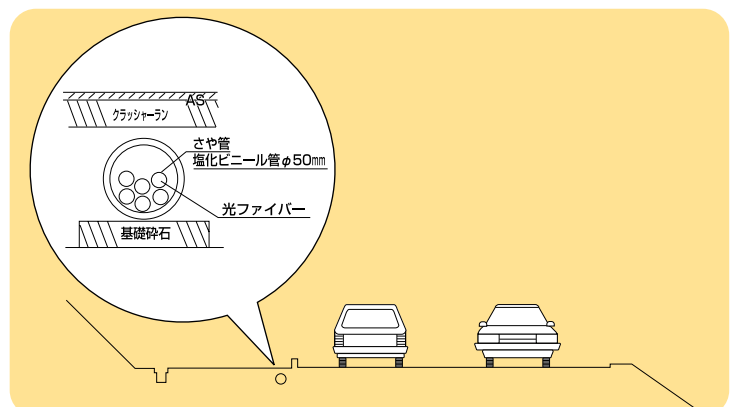
電線地中化後



⑥ 情報BOX

地震や大規模災害時における即応体制の確保など道路管理の高度化を図るためには、データを迅速かつ大量に通信することができる道路管理用光ファイバーの整備が必要です。

情報BOXは、道路管理の高度化をはかるとともに、地方行政機関や民間の全国的な光ファイバーネットワークの構築を支援するために整備する道路地下の光ファイバーの収容空間です。

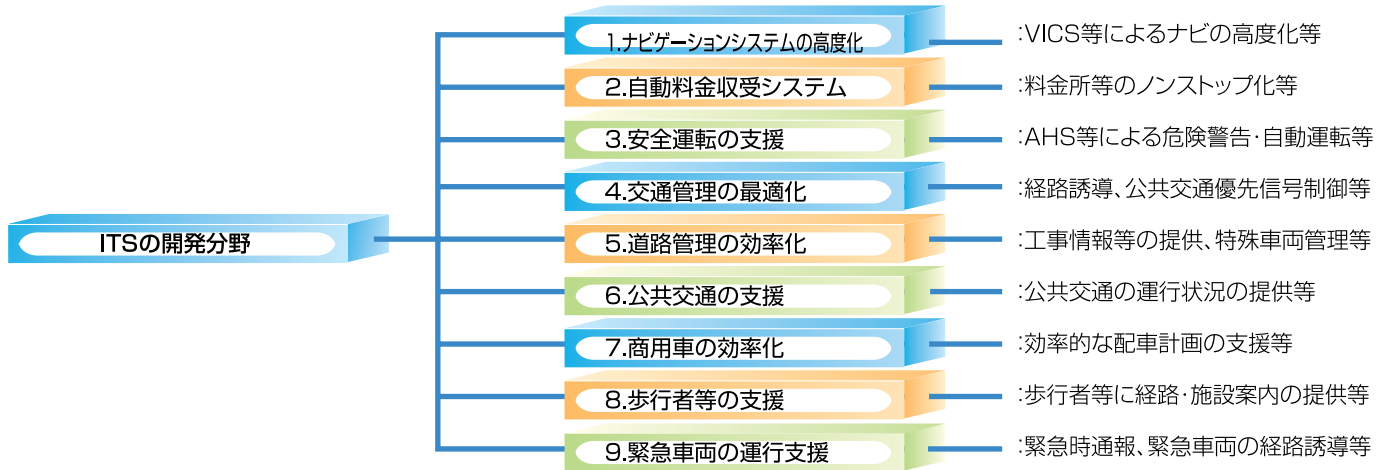


⑦ ITS (高度道路交通システム)

高度道路交通システム(ITS: Intelligent Transport Systems)は、最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムです。

ITSを構成する9つの開発分野

ITSは、以下に示す9つの開発分野により構成されています。



山口県道路情報「道路見えるナビ」 (1.ナビゲーションシステムの高度化の一環として)

山口県内の主な通行規制・積雪等に関する気象(1時間毎)・カメラ画像による路面状況(15分毎)などの道路情報を、WEBサイトに提供しています。広域図面から詳細図面(市街地地図)への拡大・縮小ができ、かつ、隣接地域への画面移動もスムーズなシステムとしています。 ※インターネット閲覧可能な携帯電話でも、閲覧可能です(ただし、地図機能なし)。

○パソコン用URL <http://road.pref.yamaguchi.jp/gmap/>

○携帯電話(一部の機種に限る)用URL <http://road.pref.yamaguchi.jp/gmap/mobile/>

・カメラ情報画面



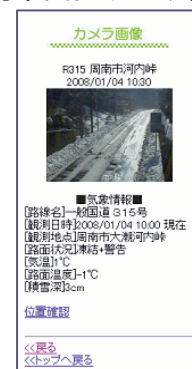
・カメラ情報ポップアップ画面



・地図の拡大機能



・携帯画面(カメラ情報画面)

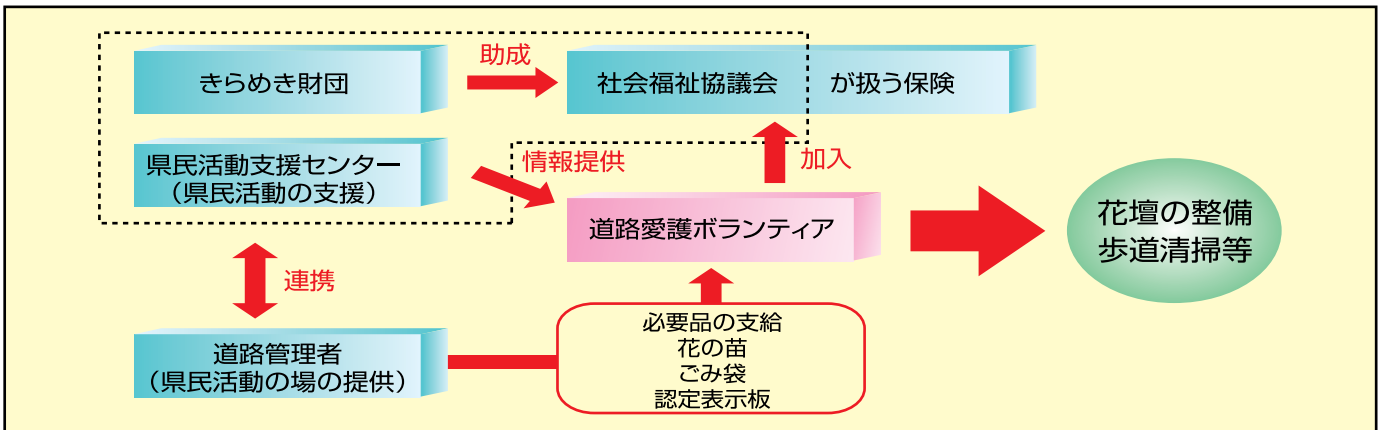


⑧ やまぐち道路愛護ボランティア支援制度

概要

県道や県が管理する国道において、歩道における花壇の整備や歩道清掃等を希望する住民やボランティアへ、県民活動支援センターを通じて活動場所を提供し、また活動に必要な花の苗、ごみ袋を支給するとともに活動を示す表示板を設置することにより、県民のボランティア活動を支援します。

概念図

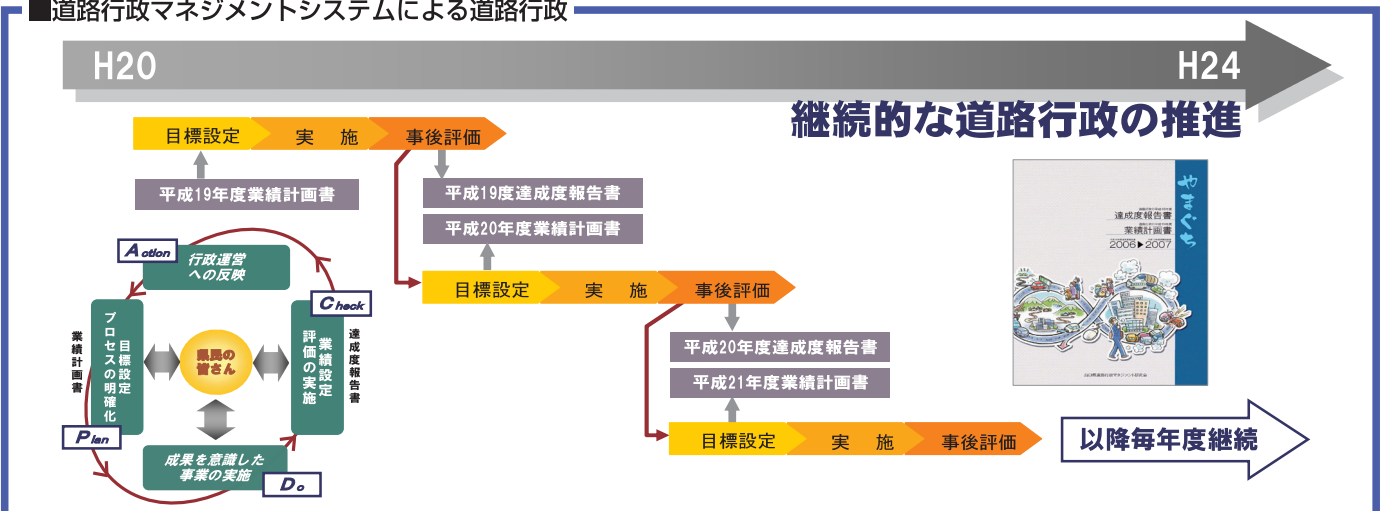


《みなさんも道路愛護ボランティアになりませんか》
詳しくは、所管の土木（建築）事務所へご連絡下さい。（連絡先はp.39をご覧ください。）

⑨ 道路行政マネジメント

道路行政においては、国民の視点に立ち、より効果的、効率的かつ透明性の高い道路行政へと転換を図るため、事前に数値目標を設定し（Plan）、施策・事業を実施（Do）、達成度の評価（Check）を次年度の行政運営に反映（Action）する新たな行政運営のしくみを導入しています。（平成15年度～）

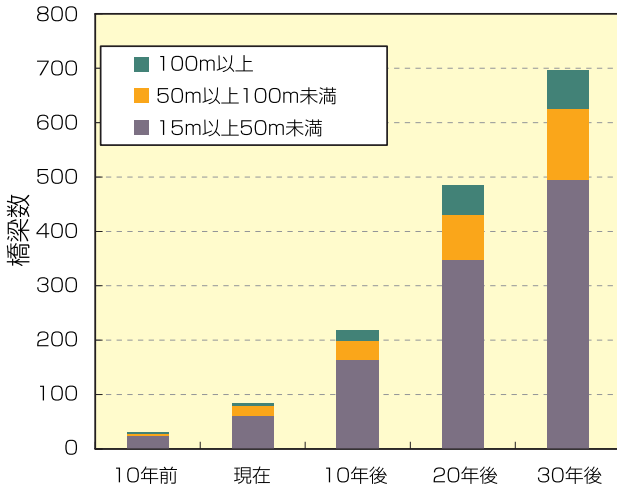
■道路行政マネジメントシステムによる道路行政



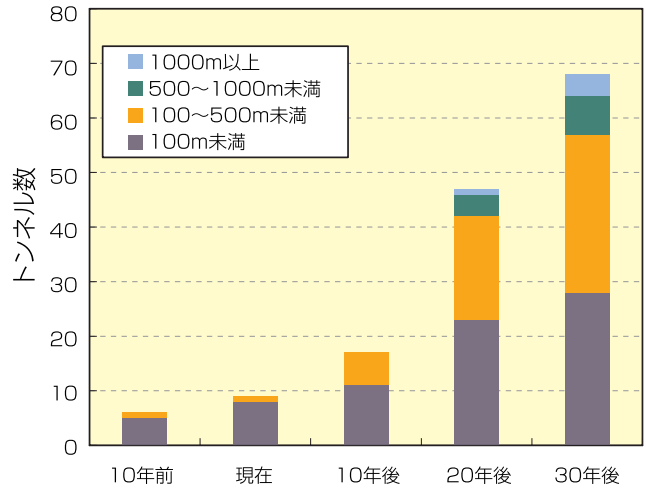
⑩ 維持管理

1. 道路施設の現状

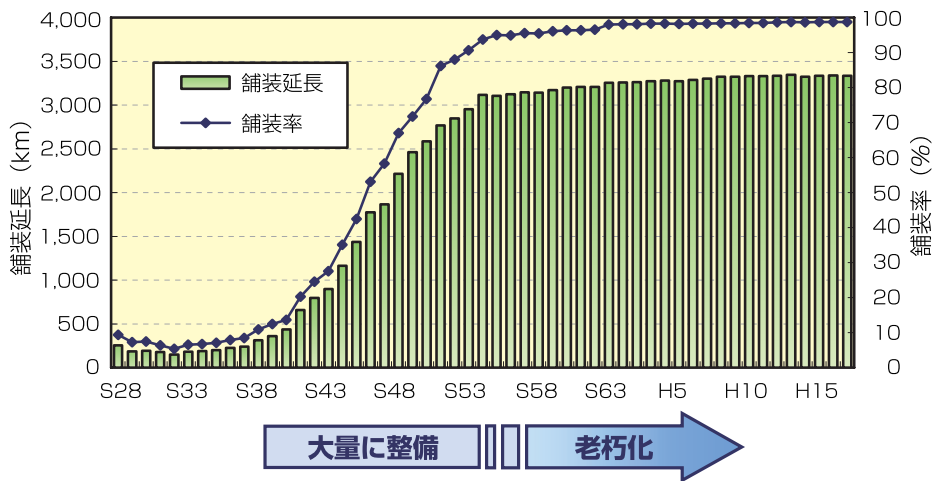
●建設後50年を超える橋梁の数



●建設後50年を超えるトンネルの数

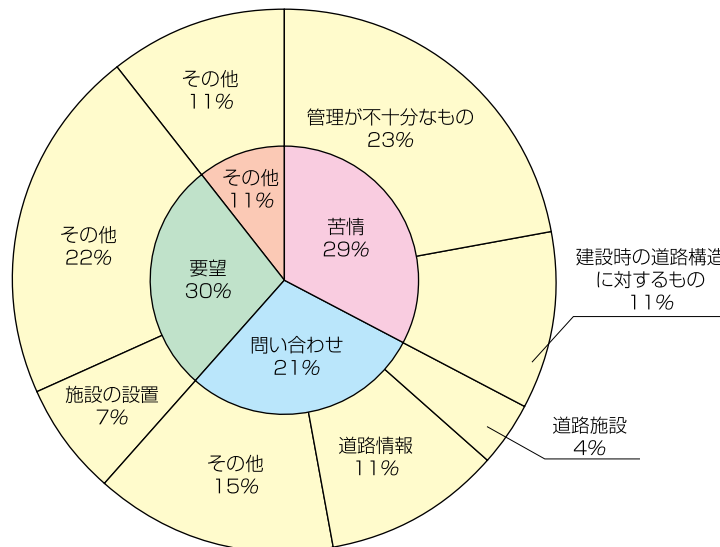


●舗装延長と舗装率の推移



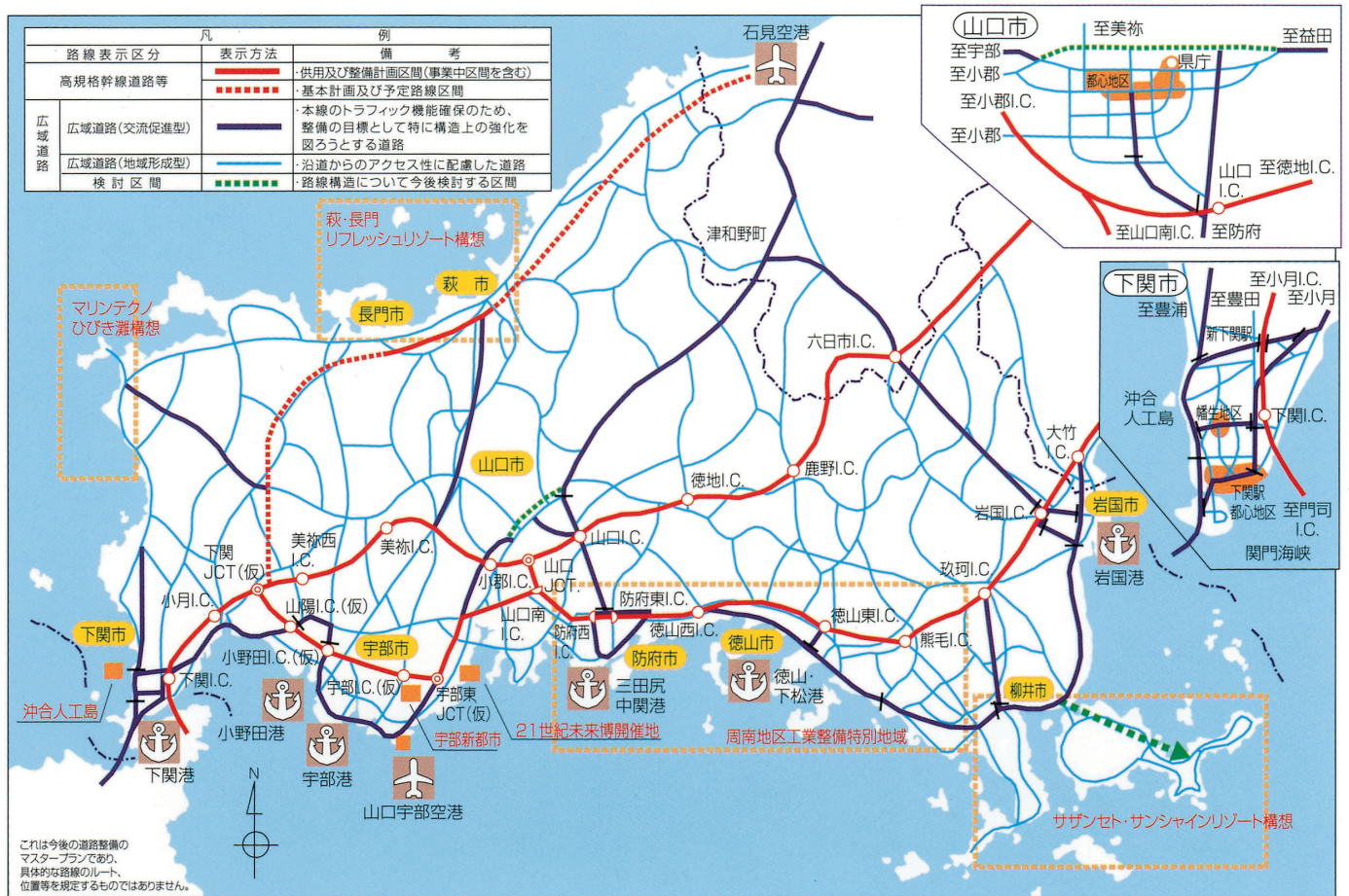
2. ニーズの高度化・多様化

●道の相談室への相談内容



⑪ 山口県広域道路網マスタープラン

広域的な交流を促進し、地域間連結の強化を図るため、広域的な幹線道路のマスタープランとして広域道路整備基本計画を策定しています。



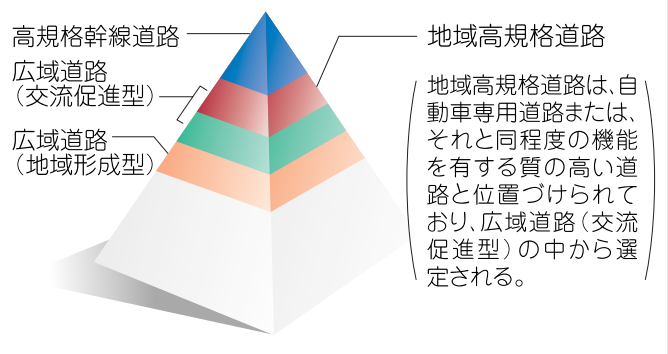
山口県広域道路整備基本計画

広域道路整備基本計画は、概ね30年間で整備可能な幹線道路網の整備計画で、高規格幹線道路と広域道路(国道、主要な県道)で構成しています。このうち、広域道路は、交流促進型と地域形成型に区分され、地域高規格道路は交流促進型路線の中から選定されます。

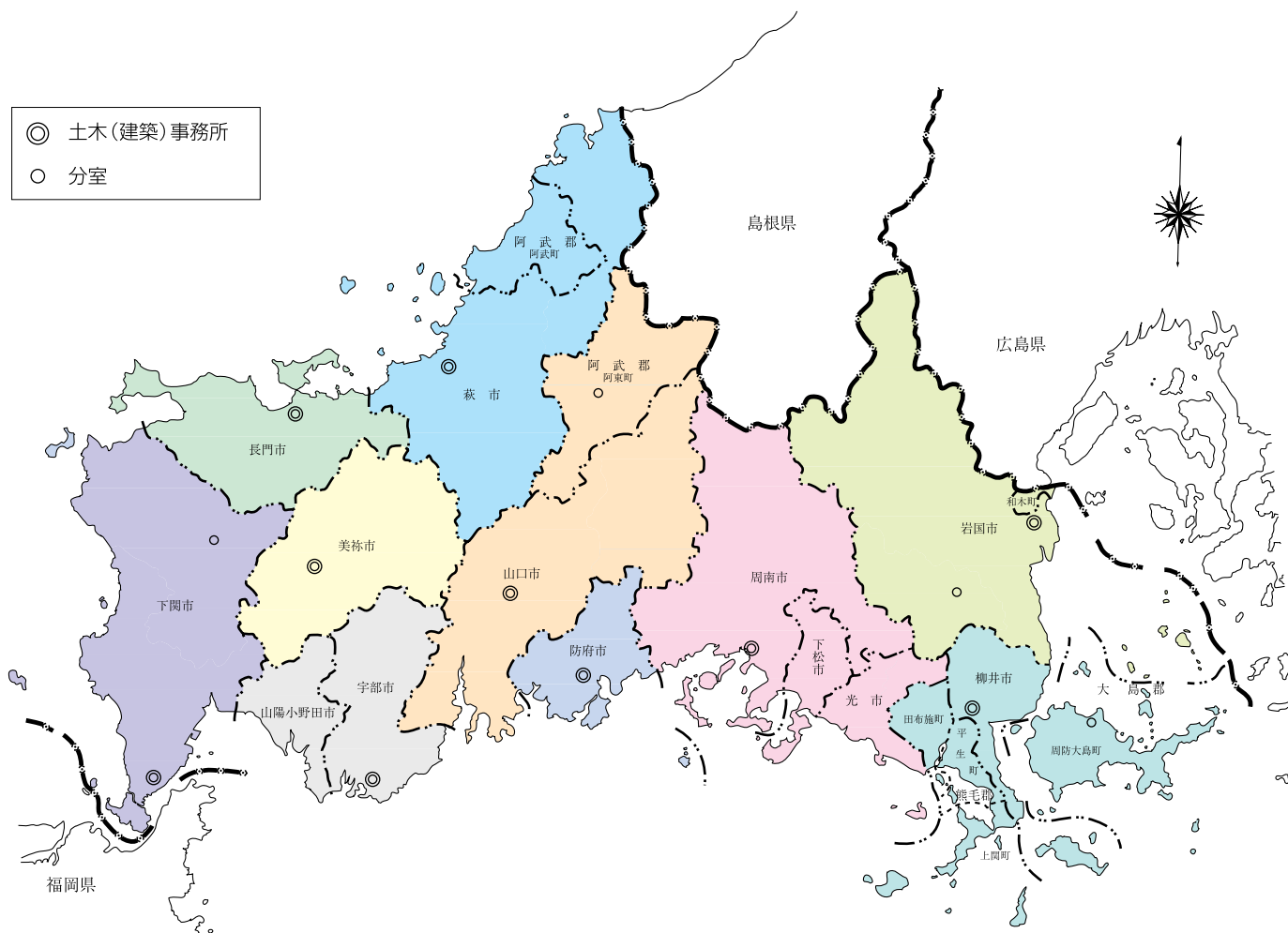
経緯

平成5年12月24日 第1回目の策定
平成10年6月16日 第2回目の策定(見直し)

広域道路(交流促進型)と地域高規格道路の関係



山口県の道路管理区分



事務所名	所在地	TEL	FAX
岩国土木建築事務所	岩国市三笠町1丁目1番1号	0827-29-1540	0827-29-1596
玖珂分室	岩国市玖珂町6262-4	0827-82-2531	0827-82-2199
柳井土木建築事務所	柳井市南町3丁目9-3	0820-22-0396	0820-72-4666
大島分室	大島郡周防大島町久賀5387-2	0820-72-0054	0820-72-0197
周南土木建築事務所	周南市毛利町2丁目38	0834-33-6471	0834-33-6519
防府土木建築事務所	防府市駅南町13-40	0835-22-3485	0835-22-3488
山口土木建築事務所	山口市神田町6-10	083-922-1070	083-922-3106
阿東分室	阿武郡阿東町生雲中166-5	083-954-0031	083-954-0421
宇部土木建築事務所	宇部市琴芝町1丁目1-50	0836-21-7125	0836-22-5231
美祢土木事務所	美祢市大嶺町東分沖田3449-5	0837-52-1105	0837-52-0793
下関土木建築事務所	下関市貴船町3丁目2-1	083-223-7101	083-222-6512
豊田分室	下関市豊田町矢田430-1	083-766-0185	083-766-2158
長門土木建築事務所	長門市東深川1875-1	0837-22-2920	0837-22-2678
萩土木建築事務所	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-0043	0838-22-2766

※下関市0832- …→083-2 …